

主な指摘事項【就労継続支援A型】

| 区分 | 項目 | 指摘内容 | 文書指摘 件数 |
|----|----------------------|---|------------|
| 運営 | 内容及び手続の説明及び同意 | <p>重要事項説明書の以下の点について追記・修正を行うこと。今後については追記・修正を行った重要事項説明書にて同意を得ること。すでに同意を得た利用者については、追記・修正があることを説明し同意を得ること。</p> <p>①従業者の勤務体制に関する記載が実態と異なるため、修正すること。 ②営業日及び営業時間、サービス提供日及びサービス提供時間に関する記載が実態と異なるため、修正すること。 ③通常の事業の実施地域に関する記載が実態と異なるため、修正すること。</p> <p>・契約書において、個別支援計画の作成（第5条）について「入所後1ヶ月以内に作成する」とあるが、原則として個別支援計画（就労継続支援A型計画）を作成せずにサービスの提供を行うことは認められないため、適切な修正を行うこと。</p> | 1件 |
| 運営 | 就労継続支援A型計画の作成等 | <p>アセスメント及びモニタリングに当たっては、サービス管理責任者が利用者に面接して行い、記録において、面接実施日及び面接者氏名を明記するなどしてその事実を明らかにすること。</p> <p>サービス提供に当たる担当者等を招集して行う会議（以下、「担当者会議」という）の記録が確認できなかったため、その様式を定め、適切に運用すること。また、担当者会議の開催に当たっては、個別支援計画の原案に対して各担当者等に意見を求めたことが分かる記録とすること。</p> <p>サービス管理責任者は、就労継続支援A型計画の原案を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得たうえで、当該計画を利用者に交付すること。また、当該様式において計画の作成者氏名、説明者氏名、交付日等を明記するか、又は別途記録を作成するなどして必要な事実が分かるようにすること。</p> | 3件 |
| 運営 | 運営規程 | <p>運営規程の以下の点について修正し、当該修正に係る変更の届け出を市障害福祉課宛てに提出すること。</p> <p>①実施する主な生産活動の内容、生産活動に係る労働時間又は作業時間を明記すること。 ②生産活動により利用者に支払う賃金及び工賃の月給、日給又は時間給を明記すること。 ※なお、労働時間及び賃金の月給、日給又は時間給は、就業規則と同様の内容として記載することも差し支えない。</p> | 1件 |
| 運営 | 勤務体制の確保等 | <p>従業者の雇用契約書について、職種や勤務場所が不明確であったため、これらを明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務形態を明確にすること。</p> <p>法人代表者であっても従業者として勤務する場合は、職種、勤務場所、常勤・非常勤の別、兼務の状況を明記した辞令書等を発出するなどして、その勤務体制を明確にすること。</p> <p>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること（ハラスメント）を防止するための方針の明確化等の必要な措置（対応マニュアルの策定、相談窓口の設置や研修の実施など）を講じること。</p> | 3件 |
| 運営 | 賃金及び工賃 | <p>事業所における会計処理に当たっては、就労支援事業における生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計とを適切に区分するとともに、共通経費についても適切に按分処理を行うこと。また、経営改善計画書の作成が必要な場合には、これらの会計処理に基づくものとする。</p> | 1件 |
| 運営 | 施設外就労 | <p>施設外就労について規則を設け、必要な事項について定めること。</p> <p>施設外就労を行うに当たっては、施設外就労を行う利用者について、その旨を就労継続支援A型計画に位置付けることとし、これに基づいて支援を行うこと。</p> | 3件 |
| 運営 | 運営基準：事故発生の防止及び発生時の対応 | <p>事故の発生の防止のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> | 1件 |

| 区分 | 項目 | 指摘内容 | 文書指摘 件数 |
|----|-----------------------------|--|------------|
| 報酬 | 福祉・介護職員処 遇改善加算（Ⅰ） | <p>・当該加算は、キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに加えて職場環境等要件の全てを満たすことが算 定要件となるが、キャリアパス要件Ⅲのイーにおける経験に応じて昇給する仕組みを設けてい なかった。 今後は書面で整備又は処遇改善計画書の内容を修正し市に提出すること。また、整備した内 容又は修正した処遇改善計画書をすべての福祉・介護職員に周知すること。</p> | 1件 |
| 報酬 | スコア告示の規定 により算出される 評価点 | <p>評価項目「支援力向上」について、研修計画に基づいた外部研修会又は内部研修会における対 象職員に管理者が含まれていたため、スコア表の修正を行うこと。また、修正した内容をイン ターネットの利用その他の方法により公表すること。</p> | 1件 |
| 報酬 | 欠席時対応加算 | <p>一部の利用者について、欠席時の対応を行った記録がないため、当該報酬を返還すること。ま た、ほかの利用者についても自主精査し、該当の利用者がいた場合はその分の報酬を返還をす ること。</p> | 1件 |